

# 3-2

## ルールの策定

### 3-2-1 ルールの策定準備

～POINT～ルールの検討の準備

ルールの対象を抽出し、エコツーリズムの基本方針を確認する

#### 策定前の確認事項

エコツーリズムを推進する地域によって、地域振興の方向性、資源の状況、旅行者の状況などが異なるため、エコツーリズムのルールは地域ごとに、その実情に応じたものを策定するとよい。ルールの種類や内容を検討するにあたっては、次の5つの項目について事前に確認をしておくことよい。

#### (1) ルールの対象の抽出

フィールドや施設を実際に観光利用しているエコツアー事業者や旅行者、および地元住民に対してアンケートやヒアリング調査を実施して、現場で感じられている資源利用の実態を把握し、ルールづくりが必要とみられている資源やエリアを抽出する。

#### (2) エコツーリズム推進の基本方針の確認

地域振興の基本的な考え方を確認し、エコツーリズムの実現によってどのような状況を達成するのか、目指すイメージを再度確認する。

#### (3) 資源調査のとりまとめ

ルールの必要性やルール内容の決定の根拠となるように、地域資源に関する現況調査を行う。

地域資源の状態

自然資源や文化資源の状態を調査する。

地域資源の利用と保全の現状

資源がどのように利用されているか、どのように保全されているか

を調査する。

利用と保全に関連する法令の整理

ルールの策定に関連する法令を整理する。

#### (4) マーケット調査のとりまとめ

ルールの必要性や内容の決定の根拠となるように、旅行者に関する現況調査を行う。

旅行者数の現況

年間旅行者数とその推移を調査する。

季節変動の状況

旅行者数の季節変動を調査する。

旅行者の行動

訪れた旅行者の観光行動を分析する

旅行者のニーズ

旅行者が地元にも求めている観光ニーズや意識を分析する

#### (5) 関係者のとりまとめ

ルール策定が必要なエリアや内容に関する関係機関や関係者をリストアップし、ルール策定に加わるべき立場の人選を検討する。

関係者	当てはまる団体の例
行政	都道府県、市町村、広域連合
議会	議会
エコツアー事業者 他事業者	農協・漁協・森林組合 観光協会 商工会 旅館・ホテル組合 同業者組合
住民	市民団体、町内会
旅行者	観光地のファンクラブ
研究者	研究機関

### 3-2-2 ルールの検討

#### ～POINT～ ルールで保全する対象

ルールは、(1)野生動植物・生態系(2)野生動植物の生息環境(3)歴史的建造物や自然地形(4)地域性(5)住民の生活環境(6)旅行者の生命や精神を保全の対象としている

## ルールで保全する対象

ルールは、資源の保全とエコツアーの魅力を高める目的で制定されるものであり、その対象となる資源

は次のとおりである。

#### (1) 野生動植物・生態系

野生動植物の個体を保全するために、直接的に危害を加えたり、動植物の持ち帰りを禁止する取り決めである。また、生態系の保全のために、外来種の持ち込みを禁止するルールもこれにあたる。



南オーストラリアにあるフルーツを捨てるゴミ箱。国道沿いに設置して、保護エリア内でのハエなどの昆虫の侵入や繁殖を防いでいる。(南オーストラリア アデレード近郊)

これらのルールにおいて、利用人数の制限や利用時間の制限などの具体的な数値を決定するには、科学的な根拠が必要となるが、実際にはある程度の数値を暫定的に設定し、モニタリング調査の結果を反映させて、必要に応じてルールを改訂していくと良い。

#### (2) 野生動植物の生息環境の保全を目的としたルール

野生動植物の生息環境に与える負荷を軽減するために、定められた利用ルート以外は立ち入らない、ゴミを放置しない、汚水を流さないといった取り決めである。開発による動物の餌となる植物の伐採や、土壌



の大幅な改良といった行為を制限するルールや、道路整備の際に動物の移動に支障のない

デザインを導入するといったルールも、ここに当てはまる。

小笠原の道路は、天然記念物オカヤドカリが通れるような段差の少ない設計になっている。開発手法のルールの例である。(東京都小笠原村)

#### (3) 歴史的建造物や自然地形

歴史的建造物や自然地形そのものの保全を目的としたルールは、触れない、落書きをしない、立ち入らないといったマナーに関するものが多い。

#### (4) 地域性

地域に伝わる伝統芸能、料理、食材、まちなみなど有形無形の地域固有の資源保全を目的としたルールである。地産地消の推奨やまちなみ景観の整備に関するルールがこれに当てはまる。

ルールの対象は主として地域内の住民や事業者である。主として旅行者に提供するエコツアーの魅力を上げる役割を担うルールである。

### (5) 住民の生活環境

旅行者によって住民の日常生活環境が悪化しないように、立ち入り禁止区域を設ける、地域に伝わるしきたりに従った行動を促すようなルールがこれにあたる。

特にまちなみを地域資源とする観光地にとっては、エコツアーが生活に身近なところで行われるため、時間制限やエリア制限などを設けて旅行者がエコツアーを楽しむ空間と住民の生活の空間を分けるような工夫が必要である。

### (6) 旅行者の生命や精神

自然の豊かさの体感を求めて訪れた旅行者にとって、過度な人混みは資源魅力の破壊要因となる。混雑がもたらす資源そのものへの悪影響が科学的な調査結果によって自然への負荷は過度ではないと示されても、資源の魅力や価値に悪影響が及ぶことは、エコツアーの継続を脅かすことになる。このようなケースについては、(1)のルールとも照らし合わせて内容を検討することが必要である。

さらに、旅行者の安全のために、認定ガイドの同行を義務づける、危険な箇所への入場制限を設ける、ライフジャケットの装着を義務づけるといったルールもこれにあたる。

保全・保護の対象	ルール例
野生動植物・生態系	採集・捕獲の禁止、危害を加えない(生息を脅かさない)、食べ物を与えない
野生動植物の生息環境	環境負荷の軽減、進入禁止、開発行為に関する制約
歴史的建造物や自然地形	傷付けない、壊さない
地域性	まちなみ景観の保全、地場製品の推奨
住民の生活環境	立ち入りの制限、地域のしきたりの厳守、宗教的タブーの理解
旅行者の生命や精神	入場制限、安全管理の徹底

## ルールの種類

ルールで規定される資源利用の具体的な内容には、次のような点が考えられる。地域の実状に応じて各項目について必要性や具体的な内容を検討する。まずは必要な制限や義務を保全対象ごとに選択し、ふさわしいルール内容を決定するとよい。

### (1) 利用の範囲

観光利用を行うフィールドや施設の範囲を規定する。植生回復や希少生物の生息地、崩落の恐れがある危険なエリアを避けるなどがこれに相当する。

### (2) 利用の時間(時期)

野生動物の繁殖期の利用を避ける、旅行者の滞在時間の上限を定めるといった、時間に関する資源利用の規定である。

### (3) 利用の人数

1日の利用人数の上限や、1グループの利用人数の上限など、旅行者数を制限する規定である。

### (4) ガイドの同行

フィールドや施設に入場する際に、ガイドの同行を義務づける規定である。ガイド認定制度と合わせて検討する必要がある。

### (5) 外来種の侵入防止

外来種の侵入を防ぐために、入場の際に靴底を洗う、検疫検査を行う、生ものを捨てるゴミ箱を設置するといった取り決めである。

### (6) 利用のマナー

動物に触らない、フィールド内から植物を持ち帰らない、ゴミを捨てない、といったマナーに関する規定である。野生動植物保全への配慮とともに、他の観光客に対する配慮も考慮する。

### (7) 利用料の徴収

旅行者が入場する際に、一定の料金や税金を支払う規定である。あるいは観光事業者が営業活動を行うために、一定の料金や税金を支払う規定である。資源保全に役立てるようになるケースが多い。(制度で定められた機関が保全活動にあたる。)

### (8) 地場産品のすすめ

地元産の農産物や加工品を提供して、観光地の魅力を高めるようなルールである。商品の推奨制度に組み込むなどの工夫によって、より実現性の高いルールとするとよい。

### (9) 整備・照明・景観の工夫

野生動植物に配慮した道路のデザインや、照明の時間や種類を制限するといったルールや、景観に配慮した素材や色の取り決めが含まれる。

### (10) 習慣やしきたり

山菜の採取時期や宗教的な理由による立ち入りの禁止など、古くから地元で言い伝えられてきた習慣や取り決めを明文化したものである。

< 検討するルール項目 >

制限や義務	検討するルール						
利用の範囲	決められたルートはずれない 柵の中に踏み入らない エリアに入らない エリアを利用可能とする						
利用の時間(時期)	一度の利用は 時間とする から の期間に利用する 夜間の立ち入りを禁止する						
利用の人数	1グループの人数は 人とする 1日の利用者数は 人とする 年間の利用者数は 人とする 1シーズンの利用者数は 人とする						
ガイドの同行	ガイドの同行を義務づける						
外来種の侵入防止	生ものを持ち込まない 入場前に検疫検査を受ける 入場前に消毒を行う 入場前に靴底を洗う						
利用のマナー	動物に触らない 植物を採らない カメラのフラッシュ禁止 三脚設置の禁止 禁煙とする						
利用料の徴収	入場にあたっては 円を入場料として徴収する 営業にあたっては、 円を使用量として徴収する						

制限や義務	検討するルール						
地場産品のすすめ	地産品を使用する 加工品では %以上の地産品を使用する レストランや旅館では地産品を使用する						
整備・照明・景観の工夫	ウミガメの産卵期は外灯をつけない 看板の色は 素材は を基本とする エリアの道路の側溝は、動物が通れるようなデザインとする						

= ルールが守られることにより保全される

- 野生動植物・生態系の保全
- 野生動植物の生息環境の保全
- 歴史的建造物や自然地形の保全
- 地域性の保全
- 住民の生活環境の保全
- 旅行者の安全や精神の保全

### ～POINT～ルール検討時の留意点

ルールを検討する際には、(1)ルールの根拠が明らかであること(2)保全対象と効果が明確であること(3)誰がルールを守るのかがわかること(4)他のルールと照らし合わせることに留意する

## ルール検討時の留意点

ルール策定にあたっては関係者に理解されること、遵守が可能であること、効果が期待できること、継続的な取り組みができること、必要に応じて改変が可能なこと、などに配慮することが必要である。ルールの検討にあたっては、特に次のような点に留意するとよい。

### (1) ルールの根拠が明らかであること

エコツーリズムの基本方針、ガイドラインや関連法規、慣習・しきたりといったルールの根拠を明確に示して、関係者の理解を深める。人数や具体的な数値をルールに盛り込む場合は、その根拠を明らかにする。暫定的なものであれば、モニタリングを平行して実施し、事実に基づく数値を明らかにしていくとよい。

### (2) 保全対象と効果が明確であること

関係者の理解をより深く得るために、ルールを守ることにより保全される資源を明らかにするとともに、ルールの遵守によって達成される程度や目指すべき姿を明確にする。

### (3) 誰がルールを守るのかがわかること

誰がルールを守るのかを明らかにして、ルールごとに適用対象者を明らかにする。ルール対象者には旅行者、エコツアー事業者、地元住民の3者があげられる。

### (4) 他のルールと照らし合わせること

エコツーリズム推進の取り組みのなかで関係する他のルールや法律、

地域振興や環境保全に関する計画と、策定を目指すルールがどのような関係になるかを把握することが必要である。とりわけ、行政が主体となって作るルールの場合、他の関連部局との調整を十分に行い、それぞれが地域全体で見て矛盾することのないように配慮する。

移住の事項を確認し、制度づくりへとつなげるために、以下のようなチェックシートを作成して、各地域の関係者間で情報を共有するとよい。

### <ルール検討チェックシート例>

ルール内容	ルールの根拠	ルールの保全	ルール適用対象者
	1.基本計画 2.ガイドラインや関連法規 3.慣習・しきたり		1.旅行者 2.エコツアー事業者 3.地域(行政、地元住民)
決められたルールを外れない	1 (資源調査結果の記入)	ブナ林	1、3
一日の入場は人までとする	1 (資源調査結果の記入)	島の動物 島の生態系	1、2
柵の中に踏み入らない	1 (資源調査結果の記入)	エリアの生態系	1、2、3
一人円の入場料を支払う	1 (基本計画の内容を記入) 2 (関連法規を記入)	地域	1
看板の色はに定めるものとする	1 (基本計画の内容を記入)	まちなみ景観	3

### 3-2-3 制度の検討

～ POINT ～ 制度の対象

制度はルールを保全資源別、適用対象者別に整理して検討する

#### 制度の対象

ルールが守られ、運用されるしくみとして、制度づくりの検討を行う。まずは、具体的な保全の対象資源ごとにルールを整理し、その上で制度の適用対象者別に制度内容の検討を行う。

##### (1) エコツアー事業者に対する制度

事業者登録制度など、エコツアー事業者やガイドの資格を明らかにし、資格に応じた事業展開を許可する。または資格を活用して市場における優位性の向上を目指すための制度である。

##### (2) エコツーリズム商品に対する制度

エコホテルやエコ土産の認定制度、エコツアー推奨制度など、エコツーリズムの考えにもとづく商品を明らかにして市場における差別化をはかり、旅行者の購買意欲を高めるしくみである。

##### (3) 旅行者に対する制度

オーナー制度や入場税の徴収など、地域資源保全のための財源やマンパワーを確保するしくみである。

##### (4) 地域全体に対する制度

景観条例など観光地の魅力を高めるしくみや、開発手法の取り決めを守るしくみである。

#### 事例3-10 北海道アウトドア資格制度

北海道は、ツアーの安全管理とガイド技術の向上をめざして2001年に制定した「北海道アウトドア活動振興条例」に基づき、「アウトドア資格制度」を2002年に立ち上げた。この制度は5種類のアウトドア活動(カヌー、自然、山岳、ラフティング、トレイルライディング)について、基礎分野と専門分野の筆記試験、および専門実技試験をパスすれば、2年間有効資格が認められるというものだ。この制度とともに、試験の実施や受験者向け講習会を行うため「北海道アウトドア協会」が設立された。

認定ガイドはガイド名鑑等に氏名が公表され、利用者にも有資格者が目に見えるようになった。

#### 事例3-11 大山千枚田オーナー制度、大豆畑・棚田トラスト

千葉県鴨川市では、棚田の耕作を継続し、美しい棚田の景観を保全することを目的として、「大山千枚田オーナー制度」を平成12年度より実施している。実施主体は鴨川市で、管理運営はNPO法人大山千枚田保存会が行っている。

このオーナー制度では、利用者は年間100㎡あたり30,000円の利用料を支払い、地元農家の指導のもとで田植え、草刈り、稲刈りなどの年間7回ほどの農作業(農業体験)を行い、収穫した米を持ち帰ることができる。

オーナー制度の他に、大豆畑・棚田トラストにも取り組んでいる。棚田以外の水田や畑地を対象として、農地を個人に貸し出すのではなく、作業をイベント的に行い、収穫物は申込者に均等に分配するという方法である。

<http://www.senmaida.com/index.html> (大山千枚田保存会)

## 制度効果の発揮

制度の検討にあたっては、ルールを守る人々が受ける利益（メリット）と守らないことによる不利益（デメリット）を考慮することが重要である。法律や条例によるものであれば、営業停止処分、販売停止処分、氏名の公表、罰金の徴収などのデメリットを示すことができるものの、法的根拠の持たない制度については、対象者にとってのメリットを明確に示すことが重要である。

制度に盛り込むメリットやデメリットを何にするかが、ルールを維持するポイントであり、エコツーリズムの実現に大きく関わる事項である。この点については、各地域の実情に合った知恵や工夫が必要である。参考として、次にいくつかの制度の内容をあげる。

### （１）ガイド認定制度

対象	守ることのメリット(例)
エコツアー事業者	営業の許可を得る 登録することで、市場の信用性が高まる 商品や事業者が広く宣伝される

自然の回復や動植物の保護のためのルールなど、厳守を要するルールの運用では、ガイドの認定制度は効果的である。

国内で実施されている自然ガイドに関連する養成・資格制度のタイプは、許認可型と技術認定型（審査の有無）により 3 つのタイプに分類される。それぞれのタイプは制度・事業の目的や制度運営機関の方針によりその内容や運用は異なっている。

	タイプ	タイプ	タイプ
資格	許認可型	技術認定型	
審査		あり	なし
制度の特徴	ガイドの資質を担保する資源の保全と利用のルールを厳守する	ガイドの資質を担保する	自然体験活動の参加を促す
資格保有者は	入域や営業の許可を得る(制度の対象範囲において必要な資格である)	販売やガイドの機会などで、何らかの優位性が与えられる(ガイド行為のために必要な資格ではない)	
地域は	法制度のような強制力を持つ規則によって、保全と利用の取り決めが守られる	自然体験活動に取り組む人材を幅広く育成できる	
旅行者は	一定レベルのガイドの資質や能力が担保される	一定レベルのガイドの資質や能力が担保される	事前にガイドの資質が明確にされない
事例			
全国		・山岳ガイド認定制度 ・自然学校指導者	・自然観察指導員 ・自然体験活動リーダー
都道府県	・東京都自然ガイド資格の認定	・北海道アウトドア資格制度	・沖縄県自然体験活動指導者養成事業 ・富山県自然解説制度 ・岐阜県森林案内人制度
市町村など		・藤里町認定ガイド養成制度	

### 事例3-12 ガイド認定制度の事例

#### (1) タイプ の事例

東京都自然ガイド資格の認定（東京都小笠原村）

実施時期：平成 14 年

資格対象：関係町村（小笠原村）に居住する 18 歳以上の個人

審査方式：「東京都自然ガイド認定講習」受講修了により「東京都自然ガイド」資格を認定

資格保有者のメリット：東京都指定地域でのガイド行為ができる

規模：講習会修了者数 149 名

#### (2) タイプ の事例

北海道アウトドア資格制度（北海道）

実施時期（平成 14 年）

資格対象：アウトドア 5 分野（自然、山岳、ラフティング、カヌー、乗馬）の事業者、ガイド個人

審査方式：個人資格制度は筆記試験と実技試験。優良事業者登録制度：書類審査、現地審査。

資格保有者のメリット：ホームページ、パンフレットでの公表・宣伝

規模：合格者数延べ 89 名（平成 14 年）

藤里町

実施時期：平成 13 年

資格対象：藤里町でガイド活動を目指す個人

審査方式：「自然観察ガイド講習会」受講後試験を受け、合格者のみ認定

資格保有者のメリット：藤里町観光協会に登録

規模：登録者数 14 名（平成 15 年）

#### (3) タイプ の事例

沖縄県自然体験活動指導者養成事業

実施時期：平成 11 年

資格対象：沖縄県で自然観察会などにおいて指導者やリーダーとなることを希望する個人

審査方式：「自然体験活動指導者養成講習会」受講修了により「自然体験活動指導者」の資格認定。希望者は CONE（NPO 法人自然体験活動推進協議会）の「自然体験活動リーダー・初級」取得可能

資格保有者のメリット：ホームページで公表・宣伝

規模：講習会参加者数約 30 名/回（年 1 回開催、講習会は平成 16 年で修了予定）

#### 富山県自然解説制度

実施時期：昭和 49 年

資格対象：富山県ナチュラリストを希望する個人

審査方式：「富山県自然保護講座（ナチュラリスト養成コース）」受講終了により「富山県ナチュラリスト」資格認定

資格保有者のメリット：県の主催する自然観察会の自然解説員登録（70 歳まで）

規模：認定者数延べ 540 名（平成 15 年）

岐阜県森林案内人制度（岐阜県森林組合連合会）

実施時期：平成 6 年

審査方式：安全、知識に関する所定の講習を修了後「グリーンパイロット」として認定

資格保有者のメリット：グリーンパイロット事務局（岐阜県森林組合連合会）に登録

規模：登録者数 177 名



エコツアーにおいてガイドは大きな役割を果たす。ガイド資格の明示は旅行者の商品選択の助けとなる。（秋田県藤里町）

## (2) エコツアー事業者登録の制度(エコツアー事業者対象)

対象	守ることのメリット(例)
エコツアー事業者	営業の許可を得る 登録することで、市場の信用性が高まる 商品や事業者が広く宣伝される

エコツアー事業者の登録制度の導入によって、フィールドや施設の利用ルールの実効性を高めることができる。法律や条例で規定されるものであるならば、登録によって営業許可を得るといったメリットを得ることができる。自主的なルールによる制度であれば、商品や業者を広く宣伝する、登録することで市場の信用を得るといったメリットが考えられる。

### BOX3-4 沖縄県による保全利用協定の手引きの作成

沖縄県は平成14年4月に施行された「沖縄振興特別措置法」に基づいて、平成16年3月に沖縄県は保全利用協定の手引きを策定した。

その中で、保全と利用双方の促進を図るといった保全利用協定制度の目的を達成するため、保全利用協定を結ぶ事業者を協定締結事業者として、フィールド利用に関する責任を負う事業者を明確にしている。事業者は沖縄の自然や文化を次世代に継承する力を持つキーパーソンとして位置づけられており、次のような責任を負う。

フィールドの観察・記録、清掃活動  
環境負荷軽減の取り組み  
地域住民の理解・協力を得る取り組み  
フィールド管理への協力  
一般への環境意識の普及・啓発など

一方で、次のような協定締結事業者のメリットが提示され、事業者自身が協定の締結に積極的になる制度となっている。

パンフレット等への認定マークの使用  
推奨事業者の証明証公布  
県の広報媒体の活用  
人材養成講習会への優先参加  
一括保険加入への参加 など

## (3) エコツーリズム商品の推奨制度

対象	守ることのメリット(例)
エコツーリズム商品	ロゴマークの使用などによって、市場の優位性が高まる 効果的な宣伝がされる

地元産品の積極的な利用を呼びかけるルールの実効性を高めるために、地元のエコツーリズム商品の推奨制度を導入することが有効である。この場合には、ロゴマークを使用して推奨商品の市場の優位性を高める、推奨商品全体の効果的な宣伝を旅行者や消費者に行うといったメリットが必要である。

## (4) 会員制度、オーナー制度

対象	守ることのメリット(例)
旅行者	観光地発の情報を得る 割引特典 資源の保全に貢献する 特定のエコツアーに参加できる 収穫物がもらえる など

資源の保全を目的とした資金やマンパワーを調達するようなくみとしては、観光地の会員制度や棚田や林檎の木などのオーナー制度があげられる。会員に対して観光地の季節の情報提供を行うことや、宿泊やエコツアー商品購入の際の割引特典をつけることよ。実際に資源保全に貢献しているという満足感もメリットになり得る。また、オーナー制度では、特定のエコツアーに参加できる、収穫物がもらえるといったメリットが考えられる。

～POINT～ 制度検討時の留意点

ルールを検討する際には、(1)メリットもしくはデメリットがあるか(2)ルール内容の改訂に関する項目があるか(3)エコツーリズムの社会システムを実現するものか といった点に留意する

制度検討時の留意点

制度は具体的な対象資源やエリアごとに検討する。いろいろな制度を組み合わせた制度をつくることも可能であり、工夫のしどころもあるが、まずは、ルールが守られるために必要なしくみについて考え、次の項目の中で地域の実状に合った必要な項目と内容を検討する。

(1) メリットもしくはデメリットがあるか

ルールを守ることによって受けるメリットや守らないことによって受けるデメリットを明確にして、効力のあるものにすることが必要である。

(2) ルール内容の改訂に関する項目があるか

特に利用の制限に関して暫定的な数字を提示している場合は、モニタリング結果に基づいて、将来的にルールの内容を変更することを考慮する。一定期間ごとに改定することを制度に盛り込んでおくことが必要である。

(3) エコツーリズムの社会システムを実現するものか

地域内の他の制度も合わせて、互いに連携し、地域全体でエコツーリズムの社会システムをつくりだしているかどうかを確認する。

< 制度検討の際のチェックシート >

制度内容	記入例
目的	エリアの保全と持続的な利用を目的とする
ルール内容	決められたルートはずれない 1 グループの人数は 18 人までとする ガイドの同行を義務づける 動植物を採取・採集しない 入場の際にはひとり 円を徴収する 入場料は 研究所の保全活動資金とする
チェック・実施機関	入場料はガイドが徴収する 違反者があれば同行するガイドが注意をする
管理機関	観光協会が策定する
モニタリング調査	エリアの以下に関わるモニタリング調査を 3 年ごとに行う。
改訂	本ルールはモニタリング調査結果を反映し、3 年ごとに内容を見直す
デメリット	入場料を支払わなければ入場できない
メリット	資源保全への参加

- ・目的：保全する対象資源を明記する。
- ・ルール内容：資源の保全に関わる具体的なルールを挙げる。
- ・チェック・実施機関：ルールの遵守をチェックする機関や、ルールを実施する機関を定める。
- ・管理機関：制度の策定機関だけでなく、制度の維持のために、管理体制を明らかにする。改訂の検討や、モニタリング調査の実施が制度の維持には必要となる。
- ・モニタリング調査：制度に基づくルールの徹底によってルールの対象となった資源の状況がどのように変化したのかを把握するために、モニタリング調査を実施する。モニタリングの時期や頻度について明記する。
- ・改訂について：モニタリング結果を受けて、ルールの厳守の状況からルールの有効性をチェックし、必要に応じて改訂を行う旨を明記する。
- ・デメリット（罰則）について：法制度による場合は罰則規定を設ける場合は明記する。
- ・メリットについて：資源の保全という目的が果たされるというメリットに加え、ルールを守る対象にとって直接的なメリットを明記する。

### 3-2-4 策定主体と策定方法

#### ～POINT～ルール・制度の策定主体

ルール適用対象者が策定主体に含まれるとよい  
制度の管理機関が策定主体となる

#### 策定主体

ルール策定の主体は、行政、議会、観光事業者、住民、旅行者が挙げられる。誰がルールを策定するかは、ルールの適用対象者と合わせて検討する必要がある。

また、そのような関係機関や関係者を策定段階で取り込むことにより、ルールの効力が上がることが期待できる。ルールが守られることを視野にいれて、関係する複数の立場がルール策定時に関わり、その上で策定主体を絞り込むことが必要である。また、ルールの種類によっては、植生回復のための利用制限期間の設定や、貴重な動植物の生態系保護のもとでの利用など、策定の際に科学的な視点を必要とするものもあり、研究者や学識者の意見を取り入れることも考慮する。

#### 事例3-13 旅行者がルール策定に参加する

「紀伊参詣道ルール(仮)」は、策定段階に旅行者が参加している例である。世界遺産登録推進3県協議会(和歌山県、奈良県、三重県)は、世界遺産登録を目指す「紀伊山地の霊場と参詣道」を訪れる人に守ってもらうルール内容について一般より募集を行った。

応募総数は612人で、応募ルール数は1,876件であった。ルールの内容は、ゴミ対策等の美化に関することや動植物の保護に関すること、火災予防に関すること、文化財や景観の保護に関すること、登山の安全対策に関することなどであった(三重県地域振興部HPより)。

応募ルールは3県によりとりまとめられ、平成16年度に「紀伊参詣道ルール」として発表される予定である。

<http://www.pref.mie.jp/chishin/hp/> (三重県地域振興部)



紀伊参詣道ルール(仮)募集のチラシ

## ルールの策定方法

ルールの策定主体は、ルールの適用対象者はもちろんであるが、幅広い意味における地域内外の関係者を含めることが望ましい。関係者の策定への参加を促すことで、ルールの遵守が図られるとともに、様々な立場からのチェック機能が働くことにもつながる。

### (1) アンケート・ヒアリング等の実施による意見の徴収

初期段階において、関係者に対してルールの必要性を伝え、ルール内容等の打診と意見の集約を行うとよい。さらに、直接ルールの適用対象に推定し難い関係者に対しても、アンケートやヒアリング調査を実施して、ルールに対する意見を徴収する。

### (2) フォーラム・ワークショップの開催

フォーラムやワークショップを開催し、地域における広い範囲の関係者の参画や理解を求める。

### (3) 策定委員会の設置

ルールの適用対象者や制度の関係機関に属する関係者に加え、有識者や専門家を含めた策定委員会を設置して、最終的にルールや制度の検討を行い、これを策定する。

## 参考3-1 エコツーリズム推進の関連法規

制度にあてはまる、エコツーリズム推進において関係の深い施策や方針を定めた法律にあたる主なものとして、次のような法令が挙げられる。

### 土地利用に関する法律

- ・ 国土利用計画法
- ・ 森林法

### 観光全般に関する法律

- ・ 観光基本法
- ・ 総合保養地域整備法

### 生活環境を保護する法律

- ・ 循環型社会形成推進基本法（廃棄物処理法、リサイクル法）
- 大量消費・大量廃棄の社会を循環型社会に変えるための基本的施策を定めた法律。この法律の下に廃棄物処理法、リサイクル法がある。

### 自然環境を保護する法律

- ・ 自然環境保全法
- ・ 自然環境保全地域を指定し、開発の制限を定めた法律
- ・ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
- ・ 野生動物の保護と希少種の保存を目的とした法律
- ・ 都市緑地保全法
- ・ 都市化による自然環境悪化の防止について定めた法律
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

### 歴史文化を保全する法律

- ・ 文化財保護法
- ・ 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律
- ・ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- ・ 景観法

### 国立公園・国定公園に関する法律

- ・ 自然公園法